

		1. 融資制度		2. 助成金・給付金等制度			3. 税制措置		
<p>売上高5%以上減少等</p> <p>1-1～3は最近1か月の売上高と前年または前々年の同月と比較</p> <p>1-4は最近1ヶ月の売上高と前年同月を比較、かつその後2ヶ月間(見込)を含む3ヶ月の売上高と前年同期を比較</p> <p>店舗・業容拡大で比較同月がない場合は、過去3か月の平均売上高R1年12月の売上高、R1年10～12月の平均売上高と比較できる</p> <p>2-1は売上高の他に生産高又は出荷高なども可</p>	<p>1-1 新型コロナウイルス感染症特別貸付</p> <p>中小事業6億円、国民事業0.8億円(別枠)</p> <p>設備20年、運転15年、内据置5年以内</p> <p>当初3年間基準金利 0.9%(利下げ 中小事業2億円 国民事業0.4億円が上限)、利子補給制度もあり</p>	<p>受付中</p>	<p>日本政策金融公庫</p> <p>Web申請可能</p> <p>https://www.jfc.go.jp/</p>	<p>2-1-1 雇用調整助成金等(4月1日から12月末までの新型コロナウイルス感染症特例措置)</p> <p>・60%以上の休業手当を支給した場合の助成金助成率は、大企業2/3、中小企業4/5であるが、解雇等がない場合は大企業3/4、中小企業100%</p> <p>・助成額 = 平均賃金(注) × 手当支給率 × 助成率 × 月間休業等延日数</p> <p>(注) 源泉所得税の納付書で計算可能とし、所定労働日数は任意の1ヶ月で計算可能</p> <p>・小規模の事業主(従業員数が概ね20人以下)は助成額の計算を簡素化</p> <p>助成額 = 休業手当金 × 助成率 × 月間休業等延日数</p>	<p>受付中</p> <p>厚生労働省HP</p> <p>原則2ヶ月以内の申請</p>				
	<p>利下上限額及び貸付限度額の拡充</p>	<p>成立</p>	<p>第2次補正予算</p>	<p>・日額上限額を8,330円を15,000円に変更する。</p> <p>追加支給申請手続きは不要(差額支給は7月以降、既に支給申請した事業者で、過去の休業手当を見直し、追加で手当を支給した場合は再申請が必要)</p> <p>・要件であった休業等計画届の提出を不要にする。</p> <p>・休業規模要件の緩和...中小企業1/40、大企業1/30</p>	<p>成立</p>	<p>第2次補正予算</p>			
	<p>1-2 新型コロナウイルス対策 マル経融資</p> <p>商工会議所会員 1,000万円(別枠)</p> <p>設備10年・内据置4年以内、運転7年・内据置3年以内</p> <p>国民事業の利下げ、利子補給あり</p>	<p>受付中</p>	<p>日本政策金融公庫</p> <p>商工会議所</p>	<p>2-1-2 緊急雇用安定助成金</p> <p>・雇用保険に加入していない従業員への休業手当についての助成金。2-1-1に準じて計算する。</p>					
	<p>1-3 商工中金等による危機対応融資</p> <p>6億円(別枠)</p> <p>設備20年、運転15年、内据置5年以内</p> <p>公庫同等の利下げ、利子補給あり(上限2億円)</p> <p>利下上限額及び貸付限度額の拡充</p>	<p>成立</p>	<p>第2次補正予算</p>	<p>2-1-3 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の創設</p> <p>休業手当の支給を受けられなかった中小企業の労働者にその者の申請により、月33万円を上限に賃金の8割(日額上限11,000円)を直接支給する。</p>	<p>成立</p>	<p>第2次補正予算</p>			
	<p>1-4 セーフティネット5号(原則、全業種)</p> <p>保証協会80%保証 別枠2.8億円</p> <p>要件を満たせば保証料・金利ゼロの対象</p> <p>民間金融機関を通じた資金繰り支援(上限0.4億円)</p> <p>貸付限度額を0.3億円から0.4億円に拡充</p>	<p>受付中</p>	<p>民間の金融機関</p> <p>各信用保証協会</p>						
<p>1-5 小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付</p> <p>50～2,000万円(掛金納付月数に応じて掛金の7～9割)</p> <p>利率0%、無担保無保証</p> <p>500万円以下は4年、505万円以上は6年、内据置1年</p> <p>据置期間1年後、6か月ごとの元金均等割賦償還</p>	<p>成立</p>	<p>第2次補正予算</p>							
<p>売上高15%以上減少等</p>	<p>1-1～3 利子補給・実質無利子化(小規模事業者)</p> <p>法人(小規模事業者)は当初3年間利子補給あり</p> <p>中小事業2億円、国民事業0.4億円が補給上限</p> <p>卸・小売・サービス従業員5人以下、製造20人以下</p> <p>利子補給上限額の拡充</p>	<p>成立</p>	<p>金融機関から案内あり</p>						
	<p>1-5 危機関連保証(全国・全業種)</p> <p>保証協会100%保証 2.8億円(別枠)</p> <p>保証料、当初3年間金利ゼロの対象</p> <p>民間金融機関を通じた資金繰り支援(上限0.4億円)</p> <p>貸付限度額を0.3億円から0.4億円に拡充</p>	<p>成立</p>	<p>第2次補正予算</p>						
<p>売上高20%以上減少等</p>	<p>1-1～3 利子補給・実質無利子化(中小企業者)</p> <p>小規模事業者を除く中小企業者</p> <p>当初3年間利子補給あり</p>	<p>詳細未定</p>	<p>金融機関から案内あり</p>				<p>3-1 納税の猶予(一時に納税が困難な場合)</p> <p>R2年2月以降、収入が20%以上減少したすべての事業者に無担保・延滞税なしで納税を猶予(法人税、消費税、所得税、固定資産税などすべての税を対象、予定納税も対象)</p> <p>納期限ごと、納期限まで(当初は納期限後でも6月30日までならOK)に申請書を提出</p> <p>今後半年間の事業資金を考慮する等柔軟に対応</p>	<p>受付開始</p>	<p>国税庁HP</p> <p>各市区町村HP</p>
	<p>1-6 セーフティネット4号</p> <p>保証協会100%保証 2.8億円(別枠 1-4と共有)</p> <p>保証料、当初3年間金利ゼロの対象</p> <p>民間金融機関を通じた資金繰り支援(上限0.4億円)</p> <p>貸付限度額を0.3億円から0.4億円に拡充</p>	<p>成立</p>	<p>第2次補正予算</p>						
<p>売上高30%以上減少等</p>						<p>3-2 R3年度の固定資産税・都市計画税の減免</p> <p>2～10月までの任意の3か月の売上が前年同期比より30%以上50%未満減少した場合は、減免率2分の1</p> <p>事業用の家屋、償却資産が対象(土地は対象外)</p>	<p>成立</p>	<p>財務省HP</p>	

	1. 融資制度		2. 助成金・給付金等制度			3. 税制措置			
売上高50%以上減少等				2-2 持続化給付金 個人事業主最大100万円、法人最大200万円 前年売上- (前年同月比 50%月の売上×12ヶ月) 【PDF等データ添付資料】 法人...法人税確定申告書別表一、事業概況書、売上帳、預金通帳 個人事業主...確定申告書第一表、青色申告決算書、売上帳、預金通帳、本人確認書類	受付中	持続化給付金サイトからオンライン申請	3-3 R3年度の固定資産税・都市計画税の減免 2～10月までの任意の3か月の売上が前年同期比より50%以上減少した場合は、全額減免 事業用の家屋、償却資産が対象（土地は対象外）	成立	財務省HP
				2-3 家賃支援給付金 中小企業、個人事業者の地代・家賃等の賃料の支援金。5～12月の売上が以下のいずれかに該当する者 ・いずれか1月の売上が前年同月比で50%以上減少 ・連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少 給付率...2/3 月額上限は法人50万円、個人25万円とし、6ヶ月分を給付。高額家賃負担者は、給付上限超過額の1/3を追加し、月額上限を2倍に引上げ法人100万円、個人50万円となる。	受付中	第2次補正予算 7月14日からオンライン申請 給付額は申請時の直近1ヶ月における支払賃料に基づき算定する。	3-4 消費税の課税選択の変更に係る特例 課税期間開始後でも申告期限等までに申請書を提出した場合は、課税事業者を選択（やめる）ことが可能（R2年2月1日からR3年1月31日までの期間）。課税選択した場合でも、2年継続する必要はない。 ・免税事業者をやめて、消費税の還付を受ける、 ・消費税の還付が受けられる見込みがなくなったので免税事業者になるということが可能 簡易課税については「災害その他やむを得ない理由が生じた場合」の特例を適用し、その課税期間から簡易課税の適用を受ける（やめる）ことが可能	成立	財務省HP
売上減少要件なし	1-7 セーフティネット貸付 中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 設備15年、運転8年、内据置3年以内	受付中	日本生活金融公庫	2-4 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 臨時休業した小学校等に通う子供の親に通常の有給休暇と別枠の有給休暇を付与 賃金相当額100%（3/31までは日額8,330円が限度） 雇用調整助成金に比べると申請の難易度低い 4/1以降の休暇については日額限度15,000円へ	受付中 2/27～9/30までに取得した休暇	厚生労働省HP 学校等休業助成金・支援金センター 12/28までの申請	3-5 申告期限・納付期限の個別延長申請 感染、在宅要請、外出控え等で申告・納付が困難な場合。資金難による納税猶予は3-1、3-6参照 【法人】確定法人税・確定消費税等 【個人】確定所得税・確定消費税・相続税・贈与税等 申告納付が可能となったときに、申告書や電子申告送付書に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載して提出。 原則、申告期限＝納付期限となるので注意 【源泉所得税】 納付書の摘要欄に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載して納付	受付中	国税庁HP
	1-8 生命保険の契約者貸付制度 一定の生命保険会社の一定の保険商品 貸付限度額は解約返戻金の70%～90% 利率はゼロ%	受付中	各生命保険会社の カスタマーサポート センターなど	2-5 テレワーク助成金 新規でテレワークを導入する中小企業事業主 テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等 原則5/31まで。機器納品遅延の場合は延長措置。 一般のPC、タブレット、スマホは対象外 補助率2分の1 1企業当たり100万円上限	本年度の新規申請の受付は8/12で終了	厚生労働省HP テレワーク相談センター	3-6 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合の納税の猶予制度 原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予 延滞税の軽減、財産の差押えや換価（売却）の猶予 納税・換価の猶予申請書を提出 3-1が成立した後は切替え可能 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm	現行制度	国税庁HP 一般的な相談は 各国税局の 猶予相談センターへ
	1-9 中小・小規模事業者向け、資本性資金供給・資本増強支援 (1) 資本性劣後ローンの供給 スタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し、企業再建等に取り組む企業に対し、期限一括償還の資本性劣後ローンを供給。 商工中金、公庫（中小事業）の例 最大7.2億円（別枠）、5年1ヶ月、10年、20年 当初3年間一律0.5%、期限一括償還 (2) 中小企業経営力強化支援ファンド 地域の核となる事業の廃業・倒産を回避 官民連携ファンドを通じた出資・経営改善等を実施 事業引継支援センターとも連携し、第三者承継促進 (3) 中小企業再生ファンド 官民連携ファンドを通じて債権買取りや出資等を実施 中小企業再生支援協議会とも連携し、経営改善 までのハンズオン支援、事業再生の促進	成立	第2次補正予算	2-6 各都道府県、市区町村で休業要請協力金や給付金制度を創設	受付中	各自治体 J-Net21では全国の給付金情報提供	3-7 所得税の減額承認申請、法人税や消費税の仮決算による申告 前年度実績による予定納税の金額を減額する措置	現行制度	国税庁HP
				2-7 食中毒等による逸失利益等を補填する保険契約の柔軟な取扱い 宿泊業や飲食店などで罹患者が出た場合の休業等への保険適用		契約損害保険会社等	3-8 先端設備等導入計画の固定資産税ゼロの特例 対象設備を先端設備等と共にする事業用家屋、構築物を追加。固定資産税を投資後3年間ゼロから2分の1に軽減	成立	財務省HP 総務省HP
				2-8 中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援 業種別ガイドライン等に基づき、中小企業が行う事業再開に向けた消毒・換気設備の設置等の支援 ・持続化補助金（販路開拓等） ・ものづくり補助金（設備導入） ・IT導入補助金（IT導入） 事業再開枠...定額補助（上限50万円）の別枠上乘せ 事業再開枠の対象...消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策、換気設備、その他衛生管理、掲示等	成立	第2次補正予算	3-9 コロナ関連融資の借入契約書の印紙非課税 融資によっては据置6ヶ月以上、融資期間1ヶ月以上の条件がある。4月29日以前の契約書作成又は誤って貼った場合は、過誤納確認申請書の提出により還付を受けられる。	成立	財務省HP 金融機関から案内あり
							3-10 中止等されたイベントの入場券の払戻しを放棄した場合の寄付金控除の適用 確定申告の際、特例イベント証明書（仮称）、払戻請求権放棄証明書を添付。 R2年2月1日からR3年1月31日までの日本国内で開催される予定だったイベントで一定のものが対象	成立	財務省HP